

2018年 論文本試験予想問題

意匠法

〔問題Ⅰ〕

秘密意匠制度について、以下の点について論じなさい。

- (1) 秘密意匠制度が設けられている趣旨。
- (2) 意匠法60条の9において、国際意匠登録出願は秘密意匠の適用を受けることができないとされている理由。

[40点]

〔問題Ⅱ〕

甲は、包丁職人であり、様々な包丁を生産してきた。そして、野菜を切る上で最高の包丁を作りたいと考え、切った野菜が刃に吸着しない機能を実現するよう様々な方向から検討した。

そして、その機能を実現する二つの包丁A、Bを開発した。

包丁Aは、特徴的な刃n1と、その刃で切る際に持ちやすい特徴的な柄g1を有している。

包丁Bは、特徴的な刃n2と、その刃で切る際に持ちやすい特徴的な柄g2を有している。

甲は、この2つの包丁A、Bを大量に生産して世界的に販売したいと考え、弁理士乙に包丁A、Bについて国際意匠登録出願を依頼した。乙の説明によると、願書および図面が完成して意匠登録出願できるのは、6月15日頃の予定であるとのことであった。

一方、甲は、日々ブログを掲載しており、6月13日に、Aの写真をブログに掲載した。

そして、A、Bについて、保護を求める国に日本を含む国際意匠登録出願が6月15日に適切に完了したと弁理士乙より報告を受けた。

また、甲は、包丁Aの刃n1と包丁Bの柄g2を組み合わせた包丁Cについても機能性およびデザイン性共に良好であることに気付き、これについても製造販したいと考えた。

なお、AとBは非類似であり、CはAとBに類似する。

この場合において、以下の問いに答えよ。なお、各問は互いに独立したものとする。

- (1) 甲は、A、B、C全ての商品を十分に供給するためには時間がかかるため、時期をずらして1つずつ販売開始し、販売開始するまでは各デザインを秘密にしておきたいと考えた。そして、開発した包丁を日本国内で最大限保護したいと考えている。現在を2018年7月1日として、甲が取り得る国内手続きを説明せよ。
- (2) 上記(1)の手続きをとることなく、Bにかかる国際登録出願が国際登録され、2018年12月15日に国際公表された。一方、Bに類似する包丁Dが丙により2019年1月3日より販売開始された。この場合において、Bの日本での意匠登録前に甲が丙に対して取り得る措置を答えよ。

[60点]